

春日市人権男女共同参画課 Face book 運用ポリシー

春日市ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、春日市人権男女共同参画課が運用する Face book ページの運用ポリシーを、次のように定めます。

1 アカウント (1) 情報及び運用管理者

- (1) ソーシャルメディアサービス名 : Face book (フェイスブック) (2)
- (2) アカウント名 : 春日市男女共同参画センターじよなさん
- (3) アカウント URL : <https://www.facebook.com/jyonasan.kasuga/>
- (4) 運用管理者 : 市民部 人権男女共同参画課 人権男女共同参画担当

2 利用目的及び発信する内容

男女共同参画や人権に関する啓発に係る情報等を市外住民に伝え、市民の男女共同参画や人権に関する意識向上のために、次の情報を発信します。

- (1) 春日市男女共同参画センターじよなさんの紹介
- (2) 市や県が関わる男女共同参画や人権の講座、イベントの紹介
- (3) 国から発信される男女共同参画や人権に関する有益な情報
- (4) 市内で活躍する女性や、家事・育児に積極的な男性の紹介
- (5) 災害情報その他の市民の生命や財産に関わる事柄

3 運用時間

原則として、業務時間とします。

4 コメント等への対応

- (1) 積極的に利用者とのコミュニケーションを図り、じよなさんに愛着を持ってもらうため、原則としてコメントへは返信を行います。
- (2) メッセンジャー (3) を通じてのダイレクトメッセージは、基本的に受け付けません。コメントがあっても返信はしないものとします。

5 投稿時の注意点

- (1) どの職員が投稿したのかが判別できるよう、投稿の最後に必ず名前を示すサインを入れることとします。
- (2) 堅苦しい表現を避け、親しみを持つことができるような表現を使用します。また、必要に応じて顔文字等の装飾も行います。
- (3) 画像や動画を一緒に投稿し、利用者にとってよりわかりやすい情報の発信に努めます。

6 決裁

投稿に際しては、投稿文及び写真について、文書にて必ず事前に人権男女共同参画課長の決裁を受けることとします。

ただし、事業等に出席し、リアルタイムでの更新を要する際には、事前に口頭にて人権男女共同参画課長の決裁を受けておくこととします。口頭で決裁を受けたものに関しては、開催日時や場所等の事実のみを投稿するようにします。

7 個人情報に関する取扱い

サービスを通じて春日市が提供を受けた個人情報については、春日市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

8 その他注意事項

- (1) 本アカウントでは、他の利用者の投稿に対する「いいね! (4)」、「シェア(5)」及び他の利用者の「フォロー(6)」は原則として行いません。ただし、次のアカウントについては、人権男女共同参画課長が必要と認める場合のみフォロー又はシェアを行います。

ア 国及び地方公共団体

イ 春日市と関連が強く公共性の高い団体

ウ 春日市の他所管の有するアカウント

- (2) なりすまし(7)、炎上(8)等により、フェイスブックの運用に何らかの理由で不都合が生じた場合は、予告なしに人権男女共同参画課長が運用の中止を判断し、アカウントの削除を行うものとします。

(3) その他、本運用ポリシーに定めのない事項に関しては、必要に応じて人権男女共同参画課長が定めるものとします。

9 用語解説

1 アカウント

利用するサービスにログインするための、利用権限のことをいう。

2 フェイスブック

フェイスブック社が運営するインターネット上のサービス。利用者が記事を投稿し、双方向のやりとりが出来る。

3 メッセンジャー

フェイスブック上に登録している他人に対して、個人的にメッセージを送れる機能のこと。

4 いいね!

投稿内容が気に入ったことを示す機能のこと。

5 シェア

他人の投稿を自分の投稿として再投稿する機能のこと。

6 フォロー

他人の投稿を購読する機能のこと。

7 なりすまし

他者のふりをしてインターネット上のサービスを利用すること。

8 炎上

投稿に対して批判又は苦情が殺到し、收拾がつかなくなる状態のこと。